

## スウェーデンにおける社会福祉の動向

京 極 高 宣

(厚生省社会局社会福祉専門官)

### はじめに

既に知られているようにスウェーデンでは70年代から10年間にわたって従来の社会福祉制度について問題点の審議を重ね、1981年6月、新たな「社会サービス法」が通過し、1982年から同法が施行された。最も進んだ福祉国家であるスウェーデンにおいても、従来の社会福祉制度にみうけられた縦割行政の弊害や地方分権化の不徹底等があったが、同法の成果によりそれらを解決し、21世紀を展望した史上初めてのひとつの総合的な福祉法制が誕生したわけである。<sup>1)</sup>この社会サービス法そのものの評価については、議論のあるところなのであえてさげ、本稿では我が国の社会福祉立法との国際比較をいくらか行ってみたい。とりわけ、現在、現行社会福祉行政体系をめぐって抜本的な見直しが講じられている折にスウェーデンの福祉改革の概要を知ることは必ずしも無駄にならないと思われる。

### 1. 先進諸国の社会福祉行政体系

はじめに、我が国とスウェーデンとの社

会福祉行政体系を比較する前に、一般に社会福祉分野における国際比較研究に固有な問題点があることを指摘しておきたい。というのは、社会福祉という場合、一方で、公私の役割分担社会福祉の範囲が各国によって相当に異なり、他方で、各国の地方制度の相違から公的福祉行政における国と地方の責任分担が著しく異なるので、国際比較研究においてはそうした点に十分に留意する必要があるからである。しかも、厳密には、法制、行財政、施策運営等について詳細に比較していくとなると、きわめて大がかりな作業になることは必定である。そこで、あらかじめ先進諸国の社会福祉行政体系について、ごく限られた事項について概観しておき、ついで我が国とスウェーデンの社会福祉行政体系の比較をいくらか行なってみることにしよう。

表1は、国際社会福祉研究会(座長=大森彌東京大学教授)の調査研究に基づいて厚生省社会局庶務課でまとめたものであるが、日本、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、スウェーデンの6カ国に関する社会福祉行政体系がごく簡潔に、まとめられている<sup>2)</sup>。比較項目としては、(1)主要な福祉

## 海外の動き

立法 (2)国と地方の関係 (3)行政機構 (4)自治体レベルの福祉施策 (5)民間団体の役割といった5点が選ばれている。まだまだ不十分なところが目につくが比較的わかりやすい本邦最初の社会福祉行政体系の国際比較表といえよう。

そこで、まず本表に基づき若干の所感を述べると、日本とスウェーデンとでは最もきわだった相違点が目につくと同時に、逆に意外に類似点もあることが印象的である。

例えば、相違点としては、第1に、我が国福祉立法は周知のとおり福祉六法及び社会福祉事業法という形できめ細かな立法体系化がなされているが、スウェーデンでは社会サービス法という基本法が唯一つあるだけで、原則として各施策の詳細は国のガイドラインに基き、基礎自治体（コミューン）の責任にまかされていることがあげられる。以上と関連して第2の相違点として、我が国の福祉行政が最も中央集権的であり、他方、スウェーデンの福祉行政が最も地方分権的なことがあげられる。（例えば公的扶助ですらスウェーデンは市町村が責任をもっている。）第3の相違点として、我が国は厚生省という1つの省が国の福祉行政を代表しているが、スウェーデンでは立法・予算に関する社会省と施策執行の社会庁という区分が国の福祉行政にあり、そのかわり各局間の縦割行政の弊害を少なくするようにしていることである。第4の相違点として、我が国の民間団体では社会福祉法人という特殊な公益法人が発達しており、社会福祉協議会や共同募金会もそれによって担われているが、スウェーデンにはそうし

た組織がなく、行政機構そのものが住民参加型となっていることがあげられる。なおその他、本表には十分表現されていないが、我が国でボランティア団体が急成長しているのに反し、スウェーデンでは低調であり、むしろ自助団体が活発なことなどいろいろ相違点もあげることができよう。

また、類似点もないわけではない。例えば、社会保障全般の体系的整備など程度の差こそあれ、我が国とスウェーデンは最もすすんでいる国の仲間に入り、相対的に所得保障に関する国の責任が強いことと、また公的扶助の保護基準がきわめて高いこと、あるいは、社会福祉の最前線に市町村の福祉事務所が配置されていることなど、それなりにあげられそうである。

以上の比較をふまえて、次に、今回のスウェーデンの福祉改革、なかんづく社会サービス法の内容についてふれてみることにしたい。

## 2. スウェーデンの社会サービス法

すでにみたように、現在、スウェーデンでは、社会福祉関係の法律は社会サービス法に一本化されたわけであるが、それ以前には、4つの社会福祉立法があった。すなわち、第1に、社会扶助法（Social Assistance Act, 1956）が、自助が不可能でかつ年金保険による援助の対象とならない人々に対する経済援助を扱っており、第2に、児童青少年福祉法（Child and Youth Welfare Act, 1960）が、児童の保護に関する規定の他に被虐待児や非行少年などの強制保護

表1 世界の社会福祉行政体系

国名		日本	アメリカ	イギリス
主要な福祉立法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法('47)</li> <li>・身体障害者福祉法('49)</li> <li>・生活保護法('50)</li> <li>・社会福祉事業法('51)</li> <li>・精神薄弱者福祉法('62)</li> <li>・老人福祉法('63)</li> <li>・母子及び寡婦福祉法('64)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障法('35)</li> <li>・老人福祉法('65)</li> <li>・リハビリテーション法('73)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保健サービス法('46)</li> <li>・国民扶助法('48)</li> <li>・地方福祉サービス法('70)</li> </ul> <p>(Local Authority Social Services Act)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護法('80)</li> </ul>
国と地方の関係		法令に基づき、都道府県及び市町村の各種福祉施策が大部分実施されているが、地方自治体の独自プログラムも少なくない。	社会保険の一部を連邦が担当するが、他は連邦が州に補助金を出し、州・カウンティごとのプログラムを実施している。	70年代以降、国が所得保障・保健医療を担当し、対人福祉サービスは地方自治体の責任により実施されている。
行政機構	国	・厚生省(社会局・児童家庭局)	・保健ヒューマンサービス省(Department of Health and Human Services)	・保健社会保障省(Department of Health and Social Security)
	州・県	・都道府県福祉部局	・State Units on Aging等	・Non-Metropolitan County-Council〔GLC, MCCは廃止〕
	基礎自治体	・市町村(福祉部等) 〔市福祉事務所又は郡部福祉事務所〕	・郡(County)等 〔郡社会福祉事務所等(Social Welfare Office)〕	・市町村(District) 〔Metropolitan Non-Metropolitan〕
自治体レベルの福祉施策		保育所等については市町村が実施しており、公的扶助や身障・老人分野では県が設置する郡部福祉事務所が措置している。	州の福祉施策を実施する他に、一般扶助(CA)等の独自プログラムを行っており、郡福祉事務所等が設置されている。	児童青少年福祉・老人障害者施設・保健サービス及び民間福祉団体支援を各ディストリクトの福祉サービス部(Department of Social Services)が行っている。
民間団体の役割		社会福祉法人という特別な法人により各種福祉サービス・社協・共募が担われており、また近年ボランティア団体・民間助成団体が活発化している。	United Ways, VISTA等の巨大な民間福祉団体をもち、各種ボランティア活動が活発である他、POSC(Purchase of Service Contracting)で民間事業が対人福祉サービスの大部分を担っている。また福祉産業が最も発達している。	巨大な民間財団(CAP)等の他、各種の民間福祉団体が多数存在し、その全国団体としてNCVD(全国民間団体協議会)がある。

海外の動き

フ ラ ン ス	西 ド イ ツ	ス ウ ェ ー デ ン
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障法典 ('56)</li> <li>・ 家族及び社会扶助法典 ('56)</li> <li>・ 障害者福祉基本法 ('75)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会扶助法 ('61)</li> <li>・ 青少年福祉法 ('61, '70)</li> <li>・ 施設法 ('74)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会サービス法 ('82) (Socialtjänstlag)</li> </ul>
<p>伝統的な集権的地方制度が変容しつつも、行政サービスの大部分は県が執行し、最も身近な行政のみ市町村が担当している。</p>	<p>市町村が(連合や事務組合も含めて)福祉事業の実施責任を負い、郡が老人ホーム等の整備など市町村行政をこえる業務を行う。国及び州は財政的裏付をしている。</p>	<p>国は年金・児童手当・医療保健等を実施し、県は医療等を実施するのに対し、市町村は公的扶助を含めて社会福祉全般の責任をもっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会問題及び雇用省 (Ministère des Affaires Sociales et de l'emploi)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連邦青少年家庭保健省</li> <li>・ 連邦社会労働省</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会省 (Social Department)</li> <li>・ 社会庁 (Social Styrelsen)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州 (Region) 保健社会局</li> <li>・ 県 (Departments) 保健社会局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州 (Land) 社会省</li> <li>・ 県 (Bezirksregierungen)</li> <li>・ 郡 (Kreisverwaltung)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県 (Lan) 議会</li> <li>・ 県行政庁</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村 (Communes) [社会扶助事務所 (bureau d'aide sociale)]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村 (Gemeinde)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村 (Kommune) 社会福祉委員会 [市町村福祉事務所 (Social Förvaltningen)]</li> </ul>
<p>市町村単位に設置される社会扶助事務所 (bureau d'aide sociale) を中心に各種施策が講じられている。社会福祉施設の設置運営も同様。</p>	<p>郡ないし独立市は社会福祉事務所を設け、公的扶助及び福祉サービスの事務を行い、市町村が日常的な福祉サービスの実施を行う。</p>	<p>公的扶助、各種福祉サービスを市町村福祉事務所が実施している。</p>
<p>4万2500団体(全団体の18%)が保健・福祉活動に従事し、施設収容人員の約半数は民間非営利団体の設置による。</p>	<p>6つの巨大な民間福祉団体が福祉サービスを担い、公私福祉連盟が主導権をもっている場合も少なくなく、行政は方向及び財源裏付に責任をもつ。</p>	<p>各種の自助団体が組織されているが、他の欧米諸国で見られる民間福祉団体は発達せず、生協、労組の組織化が進んでいる。(逆にいえば市民参加型の地方分権的行政サービスが最も発達している。)</p>

(出典) 厚生省社会局庶務課調べ

を扱っており、第3に、禁酒法（*Tenperance Act, 1977*）が、アルコール依存症者に対する援助や強制保護を扱っており、第4に、児童保護法（*Child Care Act, 1977*）が、保育所・家庭保育及びその他の就学前児童施設を扱っていた。社会サービス法は、これら全体を総括した枠組法（いわゆる基本法）であり、全体として76条から成っている。<sup>4)</sup>この他に、青少年強制保護法（*lagen om vard av unga* 略称LVU）及びアルコール・麻薬乱用者強制保護法（*lagaen om vard av missbrukare* 略称LVM）が別途定められ、社会サービス法を補完するものとなっている。従来の4法が統合化された最大の理由は、個人と家族をより統合的に把握し、個人と家族に影響を及ぼす社会問題の原因をなす環境要因にもこれまで以上に配慮するという考え方による。またコミュニティがより自主的かつ創造的にそれぞれの実状に応じたサービスを提供できるようにするというねらいもある。ただここで注意しなければならないことは、我が国の市町村に相当するコミュニティが社会福祉の責任をもつというのは、今回の社会サービス法から始まったのでは決してなく、むしろ伝統的なスウェーデン社会福祉の地方分権的特色といえることである。<sup>5)</sup>

ちなみにここで、社会サービス法第1条の社会サービスの回収についてみておくと以下のようである。

「第1条 公的社会サービスは民主主義と団結〔連帯〕を基礎とし、経済的および社会的安全、生活条件における平等および地域社会の生活への積極的参加を推進する

目的で制定されるものである。個人の自己および他の人びとの社会的状況に対する当然の責任を考慮し、社会サービスは、個人および団体の生得の資源を解放し開発することを目的とするものである。社会サービス活動は、個人の自己決定とプライバシーの尊重に基づいて行われるものである。」<sup>6)</sup>

最もすすんだ福祉団体だからといって、自立や連帯を軽視しているのではなく、むしろ逆に強調しており、それが自己決定やプライバシーの尊重につながっている点に注意を払いたい。

また第6条では、いわゆる福祉権について唱われているが、以下のように、自立生活を目指して援助を受ける権利が定められている。

「第6条 個人は、そのコードが他のいかなる方法によっても満たすことのできない場合、その生計および生活のその他の点について社会福祉委員会の援助を受ける権利を有する。援助は、個人に対し適切な生活水準を保障するものでなければならない。援助は、個人の自立生活の資源を強化するよう計画されなければならない。」<sup>7)</sup>

なお社会サービス法で目につく特徴を他にあげれば、第1に市民参加型のコミュニティの社会福祉委員会が責務の履行を行なうこと、第2にサービス対策に薬物及びアルコール中毒者・精神障害者が含まれていること、第3に、全国及び県レベルで社会サービスを監督する国家保健福祉委員会や県行政委員会が存在すること、第4に、不服申立や訴訟手続等について詳細な規定があることなどがある。

以上、いずれにしても社会サービス法は、我が国の社会福祉事業法よりも、はるかに社会福祉に関する基本法、枠組法という性格が強く、かつ個別法を統合した総合法という異なる性格をもっている。<sup>8)</sup>

### 3. スウェーデンにおける2国と地方の関係

すでにふれたように社会福祉に関する国際比較研究が困難に事情のひとつに各国の地方制度の特色がよく把握できないことにある。図のようにスウェーデンにおける国・県・コミュニティの行政分担は、我が国と比べてはもちろん、他の欧米諸国と比べてきわだった特色をもっている。<sup>9)</sup>

すなわち、国は、制度の創設・改廃を社会省サイドで行い、所得保障を社会保険庁で直接に、社会福祉のガイドライン（コミュニティむけ）を社会庁（保健福祉担当）で取扱っている。他方、県においては、原則として、保健医療サービスについて責任をもち、老人のナースングホームや保健福祉機器等のテクニカルエイドセンター等<sup>10)</sup>を包含しており、狭義の社会サービスに関しては精神薄弱者の入所施設等を実施しているくらいである。したがって、社会福祉の圧倒的大部分は、社会サービス法第3条で「各市町村（コミュニティ）はその地域内の社会サービスの責任を負うものである。」と唱われているようにコミュニティが責任をもっているわけである。しかもコミュニティにおいては原則として通所施設を含めて広義の在宅福祉中心に施策が実施されており、住

民参加型のコミュニティの社会福祉委員会（大規模コミュニティの場合は、「複数の地区コミュニティの社会福祉委員会に分かれることがある）が常設されており、福祉事務所は、我が国の一市一福祉事務所型と、酷似している。もちろん、県レベルで、県内各コミュニティの社会福祉を指導監督する機能は当然もっているのだが、人口規定が少ない北欧諸国の特徴か、国（とくに社会庁）が284のコミュニティを直接指導することが可能となっている。しかし社会庁といえども、若干の特定事項を除いては、コミュニティを拘束するような指示は出すことはできないことになっている。また、国による一括交付金という形の社会福祉の補助金はあるが県からの補助金はなく、コミュニティの自己財源による福祉予算が組まれている。

ここで、その他に我が国と比べてユニークなところを指摘すると、公的扶助さえも、コミュニティの責任となっていることが興味深いことである。<sup>11)</sup>（表2参照）

ちなみに、スウェーデンの所得保障は、我が国のように最低生活保障を生活保護（公的扶助）でもって行なうのではなく、基礎年金（プラス付加年金）で行なっており、大部分はそれで生活が十分できることに特色がある。障害、母子、老齢は年金で十分に生活できるが、我が国の場合、年金改革から日も浅いこともあり、老齢年金を除いてはそれだけで生活するにはやや苦しいのが実状である。その点では、イギリスの補足給付が老齢年金等の不十分な階層の生活費の補足となっているのともやや事情を異にしている。<sup>12)</sup>したがって、本来、年金をも

表2 生活保護制度の日本と諸外国との比較

	日 本	イ ギ リ ス
1. 制 度	◎生活保護制度	◎補足給付制度 (Supplementary Benefit)
2. 保護人員(1000人当たり)	12人(1984年)	127人(1983年)
3. 保障水準	1985年度	全国共通(短期レートの場合) (1985年)
(1) 4人世帯 35歳男, 30歳女, 9歳男 4歳女	(1) 1級地 157,396円 2級地 143,234円 3級地 129,065円	(1) 90,229円 (281.2ポンド)
(2) 3人世帯 33歳男, 29歳女, 4歳子	(2) 1級地 124,487円 2級地 113,289円 3級地 102,092円	(2) 76,848円 (239.5ポンド)
		(1ポンド=320.87円)
4. 負担割合	◎国—————7割 ◎都道府県(福祉事務所を設置する町村以外の町村分)—3割 ◎市及び福祉事務所を設置する町村—————3割	◎国—————全額負担
5. 実施責任	国(地方自治体に機関委任)	国直轄

(備考)

1. S S I——Supplemental Security Income(補足給付所得):老人,身体障害者等を対象。
2. A F D C—Aid to Families with Dependent Children(児童扶養世帯扶助):母子家庭を対象。
3. F S——Food Stamp(食糧スタンプ):貧困ラインの130%以下の低所得者を対象。  
S S I及びA F D Cと重複支給可。
4. G A——General Assistance(一般扶助):S S I, A F D Cの対象者意外に対する州単独事業。

(出典)厚生省社会局保護課調べ

海外の動き

アメリカ	西ドイツ	スウェーデン
◎SSI ◎AFDC ◎ES ◎GA	◎連邦社会扶助法による扶助	◎社会サービス法による扶助 *年金保障レベルが高いので地方自治体の福祉サービスと一体化した緊急一時扶助的性格
62人(GAを含まず・1984年)	40人(1983年)	57人(1984年)
◎SSI(全国共通)(1985年) 単身者 77,870円(325ドル) 夫婦 116,925円(488ドル) ◎AFDC(州によって異なる) (1985年) (1) 28,752円(120ドル) ~ 191,680円 (800ドル) (2) 23,002円(96ドル) ~ 172,272円 (719ドル) この他にFSの重複支給可 (1人当たりFSの平均支給実績 月額42.8ドル=1984年) (1ドル=239.60円)	州により異なる 各州基準の連邦の平均額による(1985年) (1) 91,244円 (1,116マルク) (2) 70,804円 (866マルク) (1マルク=81.76円)	市町村によって異なる ストックホルムの場合の基準 生活費(1985年) (1) 181,648円 (6,446クローネ) (2) 139,519円 (4,951クローネ) (1クローネ=28.18円)
◎SSI, FS 全額連邦負担、ただし、付加 部分は除く ◎AFDC 連邦—州の財政力等により 50~78% 州及び都市—残りの額	◎原則として連邦の負担なし ◎各州がそれぞれ郡及び市の 負担割合を定める	◎市町村—————全額負担 (ただし、難民は全額国負担)
SSI及びFS—国 AFDC—————州 GA—————州及び市町村	郡及び市	市町村

(参考)

欧米諸国の場合は、普遍的・一般的な制度としての年金保険中心の所得保障制度と、社会保険方式もしくは国営医療サービス方式による医療保険制度を二本の柱とし、住宅・雇用等の関連制度とともに、国民生活の基本部分を成り立たせる基幹的な制度の骨組みが出来上がっている。

そして、これらの制度の及ばない所を個別的・選択的に補足する制度として、所得保障の面では公的扶助があり、その他医療保険を補完するものとして、例えば米国のメディケイドなどが存在する。さらに、わが国の福祉5法によるサービスに対応するものとして、各種の対人福祉サービスがあるが、スウェーデンにおいてはこれと公的扶助が一体となって実施されている。



らえるハンデキャップがある人々であっても、手続き的に間にあわない場合、短期間、社会扶助を福祉事務所から一時的に支給してもらい、年金受給後に返済することも可能となっている。その点で社会扶助の受給者は経済不況の現状でも比較的少なく、コミュニティの費用負担額も少ないのであるが、マルメ市のような大きなところでは、こうした所得保障は本来、国が面倒をみるべき

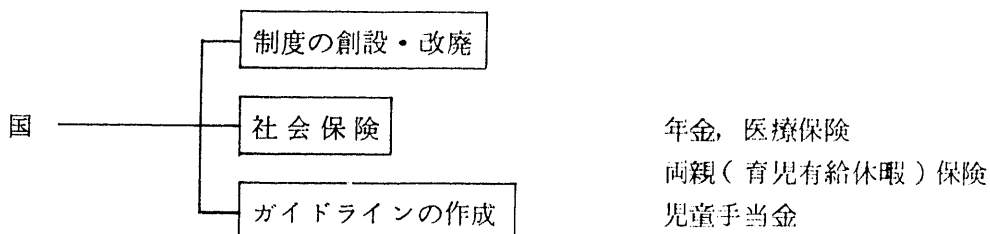
だという意見が強いようである。いずれにしても我が国の生活保護が機関委任事務、他の社会福祉（福祉サービス）が団体委任事務であるのと比べて、スウェーデンの社会福祉が原則としてコミュニティの固有事務であることに特色をもっている。

#### 4. むすびにかえて

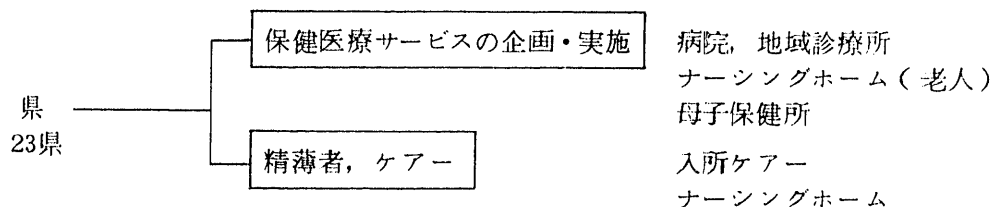
##### —社会サービス法施行以降の動向—

スウェーデンにおける国・県・コミュニティの行政分担

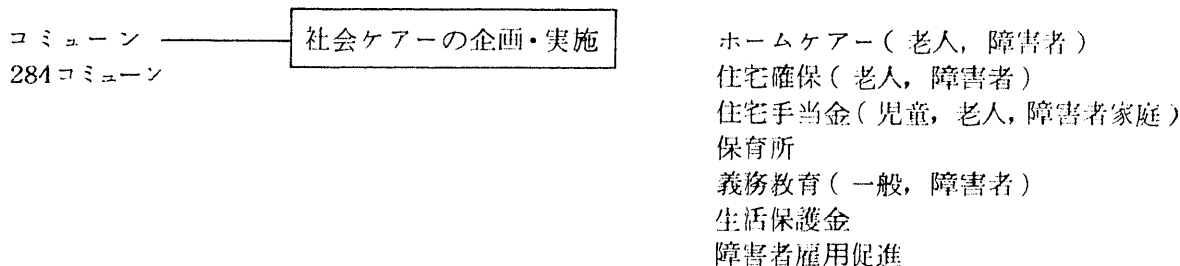
(国 会)



(県 議 会)



(コミュニティ議会)



(出典) 1986年 竹崎 孜氏作成のものを改良

表3 スウェーデン各野党の児童家庭対策 (1986.2.11)

	自由党	中央党	穏健連合党	共産党
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当を年次的に増額する。初年度は1000Kr/年増。(目標)</li> <li>4800Kr/年→8000Kr/年</li> <li>多子加算を第2子から支給。同加算増額。</li> <li>(現行) (改正後)</li> <li>2400Kr/年→4000Kr/年</li> <li>同手当支給年齢延長措置の満年度化。(現行9ヶ月分のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当を年次的に増額する。初年度は最低500Kr増。</li> <li>多子加算を第2子から支給。</li> <li>高校在学中の児童に対する手当の充実。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当は増額しない。</li> <li>児童1人当たり15000Kr/年の所得控除を税制上講じる。(3ヶ年計画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当を年金等に用いる基本額(23300Kr/年)の25%に設定して年々物価上昇の反映を図る。</li> <li>当面、86年度は、1025Kr増の5825Kr/年とする。</li> <li>同手当支給年齢延長措置の満年度化。</li> </ul>
養育(補償)手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税の養育手当を新設する。対象は、尚親保険終了後の就学前児童とし、額は4000Kr/年、子とする。</li> <li>(名称) Vårnadsbidrag</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税対象となる養育補償手当を新設する。対象は、就学前児童全般とし、当面は3歳児未満の児童とする。額は、1世帯につき2400Kr/年とする。</li> <li>(名称) Vårnadsersättning</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税の養育補償手当を新設する。対象は1歳以上3歳未満の児童とし、額は6000Kr/年とする。</li> <li>(名称) 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育(補償)手当の新設は行わない。コミュニティの保育所増設。12歳までの全児童に相当する定員に拡充。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>民営保育所への国庫補助。</li> <li>コミュニティ保育所の料金統一。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民営保育所への国庫補助。</li> <li>“ ” に対する社会保険負担金の免除(2万Krまで)。</li> <li>家庭保ママに対する所得控除(6000Kr)。</li> <li>住宅手当の引上げ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民営保育所への国庫補助</li> <li>児童養育費用控除</li> <li>両親保険の最低給付額を48Kr/日から63Kr/日に引上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両親保険の満額補償期間、現行9ヶ月を18ヶ月に延長。</li> <li>食料品に対する付加価値税廃止。</li> <li>段階的に6時間労働制に移行。</li> <li>住宅手当の引上げ</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方所得税の増税(900Kr/年間)</li> <li>住宅手当据置き</li> <li>牛乳価格補助廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的歳出節約</li> <li>部分年金ファンドのとりくみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的歳出節約</li> <li>低所得層を除く地方所得税増税</li> <li>牛乳価格補助廃止(10年計画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券取引等に係る課税強化</li> <li>企業の保険負担金の強化</li> </ul>

(出典) 厚生省大臣官房国際課調べ

社会サービス法が施行されて5年目を迎えたが、この法律とそれに基づく施策の実施について信頼に足る評価を下すにはまだ時間が不十分であるとも考えられる。が、今回の新法がスウェーデンの社会福祉をさらに推進する上で優れた土台になるという点で、広範な国民的合意がみられるという。しかも、「福祉の向上 (Development of Welfare)」を掲げて社民党は、政権を奪回したが、厳しい財政事情のもとで、国庫補助のカット、地方財政の犠牲によるやりくり、コミューンの基準見直しなどが図られている。その中で、とくに注目したい動向としては、以下のことがあげられる。<sup>13)</sup>

第1に、男女平等の原則から、母親が働ける条件を保障する考え方は維持するとしても離婚後の養育料を国が立替払いするといった離婚手当を設置したりすることを見直し、家族機能の維持強化と福祉政策との調和ある発展が図られつつあることがある。

第2に、スウェーデンの老人福祉政策の基本は、「より長く在宅で」「施設から在宅へ」であり、諸外国からの評価はますます高まっており、60歳からの年金支給が可能になるような対応策も検討されていることである。

第3に、児童を対象とした歯科保健事業 (県の事業) に対する政府補助を打ち切ったり老人世帯を中心とした住宅費補助 (コミューンの事業) に対する政府補助方式、従来の前払から後払いに転換したりして、極力、経費削減が図られていることである。

第4に、地方分権化が徹底された半面、現実問題として地域格差の問題が深刻であ

り、所得保障の最後の砦をなす社会補助ですら、2倍近い格差が生じており、改めて全国ベースの基準づくりが必要なところがあるのでである。

第5に、はじめに述べた家族政策との関連で、社民党の児童家庭対策について、各野党が各々、対抗案を提示し、ある意味で児童家庭対策が福祉政策の焦点となりつつあることである。

以上が社会サービス法施行以降の動向である。本年8月27日～9月5日に開催される1986年国際社会福祉会議に、スウェーデン代表者から、より詳しい報告があったが、本稿執筆時点では、この報告を利用できないのが残念であるが、これをもって結びとしたい。

#### 注

- 1) Social Welfare Legislation in Sweden, June 1985. 参照。
- 2) より詳細は、厚生省政策科学研究費助成「社会福祉行政体系に関する国際比較研究」(昭和60年度)を参照。
- 3) 『社会サービスおよび社会保険補足給付—スウェーデン社会福祉審議会最終報告書』(小野寺百合子訳, 1979年 スウェーデン社会研究所) 参照。
- 4) 社会サービス法全文については、「第5章スウェーデン」(『欧米の障害者対策法制の概要』1982年, 国際社会福祉協議会日本国委員会) 参照。
- 5) M. FORSBERG, The Evolution of Social Welfare Policy in Sweden, 1985 and AKE ELMER, Sweden's Model of Social Services Administration Editors D. THURZ & J.L. Vigilante, (Meeting Human Needs, Volume 1.) 参照。

## 海外の動き

- 6) 前掲『欧米の障害者対策法制の概要』参照。
- 7) 社会福祉事業法に関する解説書としては、木村忠二郎『社会福祉事業法』1951年、時事通信社)等参照。
- 9) A. Gustafsson, Local Government in Sweden, 1985. 参照。
- 10) テクニカルエイドセンターに関しては  
The Swedish Institute for the Handicaped and its Role in the Provision of Technical Aids, 1982. The Swedish Institute for the handi-caped.
- 11) スウェーデンの公的扶助に関しては、本誌掲載の城戸喜子論文、参照。
- 12) 補足給付の不十分さについては P. Townsend, Sociology and Social Policy, 1975. 参照。
- 13) A leap in the dark, Sweden Nov. 1/1986, 及び Current Sweden, No.330, March 1985, Svenska Institute. 参照。